

会議結果（書面開催）

会議名	令和2年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会			
会場	—			
日時	—			
委員構成	委員長	村山 浩一郎	委員	野崎 昭吾
	副委員長	廣田 芳佳	委員	橋野 藤夫
	委員	安部 知彦	委員	石川 智雄
	委員	中西 伸吾	委員	篠原 美紀
	委員	桐田 典彰	委員	日隈 真紀
	委員	萩原 洋子	委員	岩崎 眞樹
	委員	中西 智昭	委員	塩田 裕子
	委員	片山 和夫	委員	森 真奈美
件名・議事	<p>議事</p> <p>◆議題1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和元年度「公助」行動計画の取組結果及び令和2年度「公助」行動計画について</p> <p>◆その他 芦屋町成年後見制度利用促進計画策定に係る諮問書交付</p>			
合意事項 決定事項	<p><b>1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和元年度「公助」行動計画の取組結果及び令和2年度「公助」行動計画について</b></p> <p>・報告、了承された。（意見等は別紙のとおり）</p> <p><b>2 芦屋町成年後見制度利用促進計画策定に係る諮問書交付</b></p>			

地域福祉計画推進委員会第1回（書面）委員提出意見に対する説明

●総合的な意見

委員からの意見・質問	説明
<p>・新型コロナウイルス感染予防の視点から、地域活動が停滞しており、住民自体も躊躇やとまどいもあるようです。コロナ禍での、地域活動の指針づくりや、その周知が必要でないかと思えます。</p>	<p>・地域活動における感染症対策については、地域交流サロン代表者への文書の送付等、様々な方法でお示ししているところです。地域活動の指針については、専門的な知見を必要とするとともに、今後国や県の動向も確認し、必要に応じて検討していきます。</p>
<p>・色々な研修等に参加するとありますが、現状ではコロナ感染拡大防止を考えると難しいと思えます。オンライン会議ができるような、通信関係の整備も必要になると思えます。</p>	<p>・国や県が主催する研修は感染症対策を施したうえで再開されており、職員も参加しています。</p> <p>・芦屋町役場としては、オンライン会議ができる環境を整えているところです。</p> <p>・外部委員会が参加される委員会の開催等のオンライン化については、委員の皆様の状況も様々であることから、今後の検討課題と認識しています。</p>
<p>・研修会や講演会などの参加者については、計画対実績の比較数値で表現された方が、分かりやすくインパクトが感じられると思えます。</p>	<p>・計画策定時に目標を数値化できる項目については、できる限り数値化して参ります。</p>
<p>・評価に○印が付いてあり、今後の課題等にコメントが記入されている分は、△印にされた方が良いと思えます。今後も取り組まなければならないことが明確になります。</p>	<p>・○△×の印については、各担当が目標の達成度を客観的に評価しています。評価に○印が付されており、そのうえで課題が記入されている項目については、今後、更なる改善を目指すうえで必要となる事項を記載しているものです。</p>
<p>・一番上の行の「R元行動計画」は、「令和元年度 行動計画」。また、「R2行動計画」は、「令和2年度 行動計画」へ変更された方が分かりやすいと思えます。</p>	<p>・次回から変更いたします。</p>

●総合的な意見

委員からの意見・質問	説明
<p>・「今後の課題」として、民生委員・児童委員の欠員、自治会加入率の低下、自主防災組織の問題、ボランティア活動の人材不足や活動者の固定化など、いわゆる「共助」の弱体化、地域力の低下の問題が多く上がっているように思います。これらの課題は、根っこが繋がった問題であると考えられ、個別に対応策を検討しても効果を上げることは難しいのではないのでしょうか。福祉課、生涯学習課、環境住宅課、総務課、社協が連携し、いまいちど、総合的で体系的な地域力強化の方針を定める必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・ご指摘いただいた地域力の低下については、地域におけるつながりの希薄化とも言い換えることができる課題であると認識しております。そして、地域をつなぐを必要とする取り組みについては、行政、社協などが一体となって課題の解決に向けて進んでいく必要があると認識しております。</p> <p>ただし、これら課題の解決は短期間でなせるものではなく、本委員会委員の皆様のご助言を仰ぐなど、幅広く住民や関係者の皆様の意見を伺いながら、検討を進めていきます。</p>
<p>・「包括的な相談支援体制の構築」という課題からみると、庁内の連携や関連の専門機関との連携については比較的うまくいっているものの、サービスにつながっていないケースや来庁が困難なひきこもりの方たちに対して、民生委員等の地域の活動者と専門機関が連携してどうアプローチしていくか、という点については課題があるようです。包括的な支援体制の一環として、地域と連携したアウトリーチのしくみについても今後、検討していく必要があるのではないかと思います。</p>	<p>・現状、民生委員・児童委員やケアマネジャー等からの情報提供を受けて、新たに把握した要支援者に対するアプローチを行う流れは一定程度できていると認識していますが、情報提供を受けてからの関係機関との連携等について、今後検討を進めていきます。</p> <p>・今年度からは、アウトリーチのしくみの一環として、町の社会福祉士が地域交流サロン等を訪問し、地域住民からの相談等をおして、支援が必要な方の情報の把握に努めるなどの取り組みを行っています。</p>
<p>・課題の一つは、各課や係をまたぐ問題の対処・解決だと思います。窓口の一本化やワンストップの対処など、すべての課と協働できる新しい管轄課が必要な時期に来ていると思います。福祉分野(高齢者・障がい者・児童などの複合)の協働部署(課)は特に必要だと考えます。</p>	<p>・本町行政組織については、比較的コンパクトな組織であり、課・係の枠を越えた連携が取りやすい状況にあると思われます。そのような中での組織再編については、多方面からの検討が必要であると考えています。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
2	情報提供の充実	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所（みどり園、社協、まつかぜ荘）及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	<p>・新型コロナの影響が生じている状況で、どのように民生委員、児童委員に積極的に情報提供するのか。その方法は。</p> <p>・民生委員、児童委員の欠員地区の相談支援体制はどうするのか。今後、なり手不足が進む可能性もある。民生委員のグループ化や後任育成をどう考えるのか。</p> <p>・民生委員・児童委員の欠員に対して役場職員の地区担当制を活用できないか。 ①次の担当者が決定するまでの補充 ②地域で活動する中で次の委員を発掘</p>	<p>・新型コロナウイルスの影響が大きい時期は、月に1回、連絡事項を封筒に入れ各民生委員に渡していました。現在は月に一度の定例会を再開しているため、その中で情報提供しています。</p> <p>・現員で欠員地区をカバーしている状況です。現在民生委員のグループ化や民生委員協力員（現民生委員の補佐）を検討している所です。</p> <p>・地方公務員の立場で民生委員となることはできません。自治区担当制は時間外にボランティアで行っているため、その役割を担うことは業務の関係上で難しいです。 ・民生委員の発掘については、地域での情報提供に基づいて区長などと連携を取り確保に努めています。令和2年4月に1名補充することができました。</p>
8	相談支援体制の整備、充実	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。	・引きこもり支援の対応は、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活用など、専門職が長期的に関わっていく体制が必要ではないか。欠員地区もあり、民生委員等の対応は難しいのでは。	<p>・引きこもり支援の対応は、町と県の自立相談支援事業所と連携して行っており、民生委員には必要に応じた見守りをしていただいています。</p> <p>・支援についてはCSWの活用が有効であると考えますが、今後の検討課題です。</p>
11	相談支援体制の整備、充実	<p>◆成年後見制度利用促進のため中核機関を近隣市町と共同設置し、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。</p> <p>◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。</p>	・成年後見制度では、主な行動計画は周知になっているが、現在在職している社会福祉士は何をしているのか。	・成年後見制度に関しては、専門的な知識を持つ社会福祉士として、相談対応や中核機関との調整、制度の啓発・周知などを行っています。

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
13	福祉サービスの充実	◆地域生活支援拠点について、未実施事業（体験の場の提供等）の制度設計について、遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会にて協議を継続します。	・障害福祉の未実施の事業(体験の場の提供等)とは、どのようなものを想定しているのか。	・養護者の緊急時に障がい者が必要なサービスを迅速に受けられるよう、養護者と施設が繋がりを持てるよう推進するほか、障がい者の方が施設に慣れていただくことを目的として実施したいと考えています。
16	適切な福祉サービスの提供	◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	・介護サービス事業者連絡会で実施する研修会の支援とは、どのような支援を計画しているのか。	・講師料の費用負担などの財政的支援のほか、会場の提供等を行っています。
		◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	・学童クラブなどでのカウンセリング・子育て相談を行う場が作れないか。 学校で相談できない家庭での問題などは、現状は学童クラブの先生たちが相談を受けているが、専門的な対応が必要とされる場合もあるため、学童クラブの先生たちや保護者がカウンセラーなどに相談できる機会を作れないか。	・学童クラブ支援員も家庭の相談の窓口としてご家庭の相談を受けています。（学童クラブにカウンセラー等が来て相談支援ということはスペースや予約の手配などを考えても少し難しいと思いますが、）専門性の必要な場合は、役場や学校の巡回相談、スクールカウンセラーなどを案内しています（予約制）。また、（学童クラブの先生がご家族に代わってカウンセリングを受けることは基本的にできませんが、）役場等が、ご家族に専門家をご案内することを行っています。
18	生活困窮者への自立支援	◆生活困窮者に対して、必要に応じて県の事業（くらしの困りごと相談室）を紹介します。また、生活保護制度の相談については、迅速に県の福祉事務所に繋がります。	・生活困難者支援で社協と連携は図れたのか(R元)。	・生活困窮者については、その相談内容ごとに適切な相談先を案内しています。社会福祉協議会と連携を取るケースは多くありませんでした。

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
21	虐待への対応	<p>◆虐待が疑われる事例に対しては、訪問等を通じて事実確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応します。</p> <p>◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を行います。</p>	<p>・虐待相談ケース2件（Rがについて助言等の対応で改善したのか。</p> <p>・高齢者、障がい者、児童の虐待、その他に関する相談ができる窓口のように窓口が分かれているため、重複の場合などどの窓口に行くべきかを迷うことがある。相談窓口、通報窓口を一本化できないか。</p>	<p>・2件とも終結しています。</p> <p>・窓口は相談受付から完結できる課が所管しています。関係課は隣同士に配置されており連携しあえる環境にあり、重複する場合は情報共有会議を行っています。</p>
27	地域団体活動の促進	<p>◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。</p> <p>◆掲示スペースについて、活動団体が情報交換のために活用できるよう団体へ周知します。</p> <p>◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図られるよう、年数回ワールドカフェ方式の意見交換会を開催します。</p>	<p>・ボランティアのワールドカフェはR2実施できるのか。</p> <p>・ボランティア活動センター「ワールドカフェ」は一般に向けた公開実施を行ってはどうか。</p>	<p>・ワールドカフェは年3回実施予定だったが、2回実施予定としています。（1回中止）</p> <p>・現在のワールドカフェは登録団体同士の交流や懇親を目的に行っています。今後登録者以外が参加する方法や有効性などを踏まえて実施方法を検討します。</p>
		<p>◆自治区の行事支援及びまちづくり計画策定の支援を継続して行います。</p>	<p>・「まちづくり計画策定は制度から削除」とありますが、その背景などを詳しく伺いたいところで、まちづくり計画策定のプロセスを活用して、地縁団体とボランティア団体が一緒に協議したり、福祉活動と自主防災と一緒に考えたり、見守り活動や民生委員の意義について地域で再確認したりということができないものか、と思います。</p>	<p>・まちづくり計画については、自治区担当職員制度において、全30区が策定することとしていましたが、多くの区長から策定には負担がかかるとの意見があり、会議等で協議した結果、全自治区の策定は行わないこととなりました。しかし、希望する区については、職員の支援により策定することとしており、現在、1区が策定しています。今後はその計画を区長会で紹介し、計画策定を拡大していきたいと考えています。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
30	要支援者などの情報の共有	<p>◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。</p> <p>◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。</p>	<p>・自主防災組織がどの程度個別避難計画を作っているのか。</p>	<p>・現時点ではありません。</p>
32	見守り活動の充実	<p>◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。</p> <p>◆認知症はいかい模擬訓練を行い、声掛けの方法や日頃の見守りの重要性を啓発します。</p>	<p>・認知症はいかい模擬訓練は行うのか。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の実施に向けて検討しています。</p>
		<p>◆自治区のまちづくり計画策定の支援を行います。</p> <p>◆大学との連携事業において、自治区活性化案を区長に提案します。</p>	<p>・自治区活性化案とは。</p>	<p>・当初は今年4月頃まで、大学生が検討し、5月頃に区長への提案を行う予定としていました。しかし、コロナウイルスの影響により、今年に入って、大学での活動ができておらず、提案内容は決定していません。そのため、現在のところ区長へ提案できる状況ではありませんが、今年度中には提案される予定となっています。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
32	見守り活動の充実	<p>◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会により、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。</p> <p>◆6月の町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。</p>	<p>・公民館や町民会館などの公共施設(職員)も見守り体制の中に組み込むべき。</p> <p>①あいさつ運動への参加 施設前でのあいさつ</p> <p>②各課への連絡体制 徘徊者の発見・通報、虐待などの発見・通報、児童が逃げ込める場所として ※現在も行っているが、はっきりした位置づけがない ※通報の流れが確立されていない</p>	<p>・①について、中央、芦屋東、山鹿の各公民館長は、施設前（中央公民館長は芦屋中校門）にてあいさつ運動への参加をしております。ただし、他の教育委員会職員と同様にボランティア対応となっているため、週休日等で参加していない日もあります。町民会館職員の参加については、通学路としての利用状況を考慮のうえ、施設所管課（生涯学習課社会教育係）と調整を行いたいと考えております。</p> <p>・②について、徘徊者や児童虐待への対応の流れは、それぞれの担当課（福祉課高齢者支援係や健康・こども課子育て支援係）において統一したマニュアルを作成し、公民館を含めた各公共施設へ提示するものと考えます。このような避難者を保護することは、公共施設として当然すべきことですが、具体的なマニュアルがなく、施設職員への意識付けも不十分な状態であり、保護することはできても、その先の対応ができていないのが現状です。</p>
34	災害時や緊急時の情報提供の充実	<p>◆令和2年4月に総務課に配置された危機管理官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に、活用し、避難時の場所などの周知に努めます。</p> <p>◆6月、11月頃の年2回、避難訓練を実施します。</p> <p>◆防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載します（6/1号、9/1号） ※コロナ対策、マイタイムライン、警戒レベルについて掲載予定。</p>	<p>・リードぼらんていあキッズが作成した災害ピクトグラムを活用してはどうか。 災害の被害状況をわかりやすく表現したイラストで、屋外掲示のもの パソコンで1枚ずつ作成が可能なので、その地域に応じた情報が掲載可能 日々の生活の場の目につくところに掲示しておく、有事の時に思い出しやすい</p>	<p>・災害ピクトグラムを屋外掲示などする場合は、視覚的にわかりやすいもののほか、外国人にも配慮した文字表記も併記することなどを検討します。また、導入にあたっては、高齢者や障がい者などの関係団体に意見を聴取するよう努めます。</p>



●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和2年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
36	地域防災体制の確立	<p>◆既存の自主防災組織への活動支援のあり方を避難訓練などをつうじて、実態把握を行うとともに先進自治体の取組の調査研究をすすめます。</p> <p>◆自主防災組織において、実施する避難訓練の支援を行うとともに、実施に向けた促しを進めていきます。</p>	<p>・自主防災組織が設立困難な理由は。どのような支援をするのか。</p>	<p>・自主防災組織は主として各区単位で組織されています。高齢化や価値観の変化などから、自治区の加入率の低下や区として現在の自治区活動を維持することが精一杯な自治区、また、区長さんの負担が大きいといった課題があります。</p> <p>・このため、自主防災組織の活動をサポートし、主体的に活動することが期待される防災士の育成を図るため、支援方策を現在、制度設計しているところです。</p>
38	地域防災体制の確立	<p>◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を実施します。</p>	<p>・福祉避難所開設は図上訓練で問題ないのか。</p>	<p>・図上訓練から始め、どこに課題があるのかを検討します。また、台風10号による避難者対応において課題も発見されましたので、訓練方法を含め検討していきます。</p>
39	防犯体制・交通安全対策の推進	<p>◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が发出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブに周知し、教育委員会等と連携して町内を巡回します。</p>	<p>・不審者情報はもっと多くの人に周知するべきではないか。(メール活用)</p>	<p>・不審者情報は、子どもに関係のある教育委員会、健康・こども課、地域の安全のための活動を行う区長会などに伝えられています。この地域福祉計画上は健康・こども課の管轄部分として、保育所等と学童クラブのことを記載しています。</p>
47	地域福祉などに関する広報・啓発の推進	<p>◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資と一緒に配布します。</p>	<p>・障がいの理解はチラシだけで充分か。講演会や障がい体験会は？</p>	<p>・講演会については、次回の人権講演会で「障がいの人権」というテーマで開催を予定しています。障がい体験会の提案は今後の検討課題とさせていただきます。</p>